



山形県公報

平成25年4月12日(金)
第2435号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                                  |                  |      |
|--------------------------------------------------|------------------|------|
| ○包括外部監査契約の締結                                     | (行政改革課)          | …512 |
| ○指定代理納付者の指定                                      | (税 政 課)          | … 同  |
| ○生活保護法による指定医療機関の指定                               | (健康福祉企画課)        | … 同  |
| ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出                            | ( 同 )            | …513 |
| ○生活保護法による指定介護機関の指定                               | ( 同 )            | … 同  |
| ○指定障害児通所支援事業者の指定                                 | (最上総合支庁子ども家庭支援課) | … 同  |
| ○同                                               | (置賜総合支庁福祉課)      | … 同  |
| ○指定居宅サービス事業者の指定                                  | ( 同 )            | …514 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定                                | ( 同 )            | … 同  |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 | ( 同 )            | … 同  |
| ○同                                               | ( 同 )            | …515 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定   | ( 同 )            | … 同  |
| ○特定計量器の定期検査の実施                                   | (産業政策課)          | … 同  |
| ○同                                               | ( 同 )            | …518 |
| ○農業振興地域の区域の変更                                    | (農政企画課)          | …519 |
| ○公共測量の終了の通知                                      | (農村整備課)          | … 同  |
| ○同                                               | ( 同 )            | … 同  |
| ○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了                             | (村山総合支庁農村計画課)    | … 同  |
| ○土地改良区の役員の退任の届出                                  | (置賜総合支庁農村計画課)    | …520 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出                                  | ( 同 )            | …521 |
| ○土地改良区の定款変更の認可                                   | ( 同 )            | …522 |
| ○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了                             | ( 同 )            | … 同  |
| ○同                                               | (庄内総合支庁農村計画課)    | … 同  |
| ○公共測量の終了の通知                                      | (用 地 課)          | … 同  |
| ○同                                               | ( 同 )            | …523 |
| ○都市計画区域の変更                                       | (都市計画課)          | … 同  |
| ○都市計画の変更                                         | ( 同 )            | …532 |
| ○同                                               | ( 同 )            | … 同  |
| ○平成8年6月県告示第652号(建築基準法第6条第1項第4号の規定による市町村の区域)の一部改正 | (建築住宅課)          | …533 |
| ○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程                     | (会 計 局)          | …536 |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| ○政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体 | …537 |
|---------------------------------------|------|

公 告

○一般競争入札の公告……………（警 察 本 部）… 同

告 示

山形県告示第377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成26年3月31日まで総務部行政改革課において一般の閲覧に供する。

平成25年 4 月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 平成25年 4 月 1 日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 尾 形 吉 則  
住所 山形市小立一丁目 4 番19号
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

山形県告示第378号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。  
平成25年 4 月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
- 2 指定代理納付者に納付させることができる歳入  
自動車税（普通徴収の方法によって徴収されるものであって、納税通知書にクレジット納付用番号が記載され、かつ、インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者による歳入の納付の事務の開始日  
平成25年 4 月 1 日

山形県告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年 4 月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 鈴 木 歯 科 医 院       | 米沢市丸の内一丁目 1 番81号    | 平成25. 2. 16 |

## 山形県告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|---------------------|---------------------|-------------|
| 鈴 木 齒 科 医 院         | 米沢市丸の内一丁目1番81号      | 平成25. 2. 15 |
| 医 療 法 人 社 団 出 羽 内 科 | 米沢市東一丁目3番21号        | 同 3. 20     |

## 山形県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 介 護 機 関 の 名 称             | 施 設 又 は 実 施 する 事 業 の 種 類                | 指 定 介 護 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日   |
|-------------------------------|-----------------------------------------|---------------------|-------------|
| 短 期 入 所 生 活 介 護 福 寿 草 小 荷 駄 町 | 短 期 入 所 生 活 介 護 介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護 | 山形市小荷駄町12番46号       | 平成25. 3. 27 |

## 山形県告示第382号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地              | 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類 | 指 定 年 月 日     |
|------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------|---------------|
| 特 定 非 営 利 活 動 法 人 くれよんはうす<br>新 庄 市 金 沢 1439 番 地 22   | あおぞらはうす<br>新 庄 市 大 字 鳥 越 483 番 地 4 | 児 童 発 達 支 援         | 平 成 25. 3. 29 |
| 同                                                    | 同                                  | 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス | 同             |
| 同                                                    | くれよんはうす<br>新 庄 市 金 沢 1439 番 地 22   | 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス | 同             |

## 山形県告示第383号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                     | 障害児通所支援の<br>種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------------|---------------------------------|----------------|------------|
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号             | キッズデイサポート 虹の子<br>米沢市太田町三丁目1番32号 | 放課後等デイサー<br>ビス | 平成25. 4. 1 |
| 特定非営利活動法人置賜自然と<br>共育の村<br>米沢市大字口田沢3216番地 | ばおばぶ<br>米沢市本町一丁目5番37号           | 放課後等デイサー<br>ビス | 同          |
| 米沢市<br>米沢市金池五丁目2番25号                     | 米沢市立ひまわり学園<br>米沢市中央六丁目1番45号     | 児童発達支援         | 同          |
| 長井市<br>長井市ままの上5番1号                       | 長井市すみれ学園<br>長井市花作町10番27-14号     | 児童発達支援         | 同          |
| 特定非営利活動法人和<br>南陽市若狭郷屋27番地の27             | 児童デイサービス桜田<br>南陽市宮内561番地の3      | 放課後等デイサー<br>ビス | 同          |
| 特定非営利活動法人ゆにぷろ<br>東置賜郡高畠町大字竹森506番<br>地13  | ぷれ<br>東置賜郡高畠町大字高畠328番地1         | 放課後等デイサー<br>ビス | 同          |
| 同                                        | 同                               | 児童発達支援         | 同          |

## 山形県告示第384号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日       |
|------------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社訪問看護ステーション<br>きらり  | 訪問看護ステーションきらり<br>米沢市金池七丁目5番21号 | 訪 問 看 護  | 平成25. 3. 29 |
| 社会福祉法人長井弘徳会            | ショートステイ野の香<br>長井市館町南9番63号      | 短期入所生活介護 | 同           |

## 山形県告示第385号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類          | 指定年月日       |
|--------------------------|--------------------------------|------------------|-------------|
| 株式会社訪問看護ステーション<br>きらり    | 訪問看護ステーションきらり<br>米沢市金池七丁目5番21号 | 介護予防訪問看護         | 平成25. 3. 29 |
| 社会福祉法人長井弘徳会              | ショートステイ野の香<br>長井市館町南9番63号      | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 同           |

## 山形県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの<br>種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|----------------------------------|------------------------------|-----------------|-----|------------|
| 社会福祉法人すぎな会<br>長井市森字和合654番地       | 福祉支援センター すぎな<br>長井市森字和合654番地 | 生 活 介 護         | 20名 | 平成25. 4. 1 |
| 同                                | 同                            | 就労継続支援（B<br>型）  | 20名 | 同          |

**山形県告示第387号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社ツクイ<br>横浜市港南区上大岡西一丁目6<br>番1号 | ツクイ米沢 介護<br>米沢市栄町1番地の4 | 居 宅 介 護         | 平成25. 4. 1 |
| 同                                | 同                      | 重度訪問介護          | 同          |
| 特定非営利活動法人なでらの森<br>米沢市城西四丁目5番87号  | ぼぶら<br>米沢市城西四丁目5番87号   | 就労継続支援（A<br>型）  | 同          |

**山形県告示第388号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び<br>主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                          | 指定年月日      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------|------------|
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号          | あずさ<br>米沢市城西一丁目3番78号                 | 平成25. 4. 1 |
| 同                                          | おきたま<br>長井市台町4番24号                   | 同          |
| 医療法人杏山会<br>長井市成田1888番1                     | 医療法人杏山会 ライフサポート 杏の里<br>長井市成田1888番1   | 同          |
| 社会医療法人公徳会<br>南陽市柵塚948番地の1                  | ライフサポート とまり木<br>南陽市柵塚929番地           | 同          |
| 特定非営利活動法人まんまる<br>西置賜郡小国町大字小国小坂町475番地<br>の1 | 地域生活サポートセンターつぐみ<br>西置賜郡小国町大字小国36番地13 | 同          |

**山形県告示第389号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域       | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査期日                 |                        | 検査場所                 | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------------|-----------------------------------------------|----------------------|------------------------|----------------------|----------------------------|
| 山辺町        | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 平成25年6月3日            | 午前9時30分から<br>午後3時まで    | 中央公民館                | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 中山町        |                                               | 平成25年6月4日            | 午前9時30分から<br>午後3時まで    | 中山町役場                |                            |
| 西川町        |                                               | 平成25年6月10日           | 午前11時から<br>正午まで        | 西川町役場大井沢支所           |                            |
|            |                                               | 同                    | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 西川町役場                |                            |
| 朝日町        |                                               | 平成25年6月11日           | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 朝日町開発センター            |                            |
| 大江町        |                                               | 平成25年6月12日           | 午前10時から<br>午後2時30分まで   | 大江町民ふれあい会館           |                            |
| 河北町        |                                               | 平成25年6月13日           | 午前10時から<br>正午まで        | 溝延研修センター             |                            |
|            |                                               | 同                    | 午後1時30分から<br>午後2時30分まで | 農村環境改善センター           |                            |
|            |                                               | 平成25年6月14日           | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 河北地域職業訓練セン<br>ター     |                            |
| 米沢市        |                                               | 平成25年6月17日           | 午前10時30分から<br>正午まで     | 万世コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 同                    | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 上郷コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 平成25年6月18日           | 午前10時から<br>正午まで        | 窪田コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 同                    | 午後1時30分から<br>午後2時30分まで | 三沢コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 同                    | 午後3時から<br>午後4時まで       | 南原コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 平成25年6月19日           | 午前10時から<br>正午まで        | 東部コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 同                    | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 西部コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 平成25年6月20日           | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 北部コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 平成25年6月21日           | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 南部コミュニティセン<br>ター     |                            |
|            |                                               | 南陽市                  | 平成25年6月25日             | 午前10時から<br>午後3時30分まで |                            |
| 平成25年6月26日 |                                               |                      | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |                      |                            |
| 平成25年6月27日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで                          |                      | 南陽市役所                  |                      |                            |
| 平成25年6月28日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで                          |                      |                        |                      |                            |
| 川西町        | 平成25年7月1日                                     | 午前10時30分から<br>午後3時まで | 川西町民総合体育館              |                      |                            |
|            | 平成25年7月2日                                     | 午前10時30分から<br>午後3時まで |                        |                      |                            |

|       |               |                            |                           |                 |
|-------|---------------|----------------------------|---------------------------|-----------------|
| 高 畠 町 | 平成25年 7 月 3 日 | 午前10時30分から<br>正午まで         | 和 田 地 区 公 民 館             |                 |
|       | 同             | 午後 1 時30分から<br>午後 3 時30分まで | 糠野目生涯学習セン<br>ター           |                 |
|       | 平成25年 7 月 4 日 | 午前10時から<br>午後 3 時30分まで     | 中 央 公 民 館                 |                 |
| 上 山 市 | 平成25年 7 月 8 日 | 午前 9 時30分から<br>午後 3 時30分まで | 上 山 市 役 所                 |                 |
|       | 平成25年 7 月 9 日 | 午前 9 時30分から<br>午後 3 時30分まで |                           |                 |
| 遊 佐 町 | 平成25年 7 月11日  | 午前11時から<br>午後 2 時まで        | 吹浦まちづくりセン<br>ター           |                 |
|       | 平成25年 7 月12日  | 午前11時から<br>午後 2 時まで        | 遊 佐 町 役 場                 |                 |
| 酒 田 市 | 平成25年 7 月18日  | 午前11時から<br>正午まで            | 東平田コミュニティ防<br>災センター       |                 |
|       | 同             | 午後 1 時30分から<br>午後 2 時30分まで | 新堀コミュニティ防災<br>センター        |                 |
|       | 同             | 午後 3 時から<br>午後 4 時まで       | 黒森コミュニティセン<br>ター          |                 |
|       | 平成25年 7 月19日  | 午前10時30分から<br>正午まで         | 定期船飛島勝浦港発着<br>所           |                 |
|       | 平成25年 7 月22日  | 午前11時から<br>正午まで            | 本楯コミュニティセン<br>ター          |                 |
|       | 同             | 午後 1 時30分から<br>午後 3 時まで    | 酒田市総合文化セン<br>ター           |                 |
|       | 平成25年 7 月23日  | 午前10時30分から<br>午後 4 時まで     |                           |                 |
|       | 平成25年 7 月24日  | 午前 9 時30分から<br>午後 3 時まで    |                           |                 |
|       | 平成25年 7 月25日  | 午前10時30分から<br>午後 4 時まで     |                           |                 |
|       | 平成25年 7 月26日  | 午前 9 時30分から<br>午後 3 時まで    |                           |                 |
|       | 平成25年 7 月29日  | 午前10時30分から<br>午後 3 時まで     | 平田農村環境改善セン<br>ター          |                 |
|       | 平成25年 7 月30日  | 午前10時30分から<br>午後 3 時まで     | 八 幡 総 合 支 所               |                 |
|       | 平成25年 7 月31日  | 午前10時30分から<br>午後 3 時まで     | 松山農村環境改善セン<br>ター          |                 |
|       | 小 国 町         | 平成25年 8 月 5 日              | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで | 小国町民総合体育館       |
|       | 飯 豊 町         | 平成25年 8 月 6 日              | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで | 飯豊町町民総合セン<br>ター |
| 白 鷹 町 | 平成25年 8 月 7 日 | 午前10時から<br>午後 2 時まで        | 白鷹町役場（西側車<br>庫）           |                 |
| 長 井 市 | 平成25年 8 月19日  | 午前10時から<br>午後 3 時まで        | 長 井 市 役 所                 |                 |
|       | 平成25年 8 月20日  | 午前10時から<br>午後 3 時まで        |                           |                 |

|      |             |                       |             |
|------|-------------|-----------------------|-------------|
| 寒河江市 | 平成25年 8月26日 | 午前10時から<br>午後 3時まで    | 寒河江技術交流プラザ  |
|      | 平成25年 8月27日 | 午前 9時30分から<br>午後 3時まで | 寒 河 江 市 役 所 |
|      | 平成25年 8月28日 | 午前 9時30分から<br>午後 3時まで |             |

山形県告示第390号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年 4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査期日                                               | 検査場所                                         | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|
| 米 沢 市 | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 自 平成25年 6月 3日<br>至 平成25年12月20日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の<br>所在の場所又は指定定<br>期検査機関が指定する<br>場所 | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 酒 田 市 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 寒河江市  |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 上 山 市 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 長 井 市 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 南 陽 市 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 山 辺 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 中 山 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 河 北 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 西 川 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 朝 日 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 大 江 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 高 畠 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 川 西 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 小 国 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 白 鷹 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |
| 飯 豊 町 |                                               |                                                    |                                              |                            |



|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 遊佐町 |  |  |  |
|-----|--|--|--|

山形県告示第391号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成25年4月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 変更する地域の名称  
鶴岡農業地域
- 2 変更後の区域  
鶴岡市行政区域のうち、次の図に示す区域  
(次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市印役町一丁目から五丁目、鈴川町一丁目及び二丁目、山家町一丁目及び二丁目
- 2 公共測量を実施した期間  
平成23年12月26日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（法務局設置4級基準点及び街区基準点の座標補正）

山形県告示第393号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市大町五丁目（一部）、鍛冶町（一部）、川井小路、栄町（一部）、桜木（一部）
- 2 公共測量を実施した期間  
平成23年11月28日から平成24年2月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（登記所備付地図作成基準点設置作業及び細部測量）

山形県告示第394号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉村美栄子

| 事業名               | 地区名   | 工事完了年月日    |
|-------------------|-------|------------|
| 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 | 下河原地区 | 平成25年2月28日 |

## 山形県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、米沢平野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所                 |
|----------|-------------|---------------------|
| 理 事      | 佐 貝 全 健     | 南陽市栲塚1511番地         |
| 同        | 鈴 木 吉 宏     | 東置賜郡高畠町大字亀岡3607番地の1 |
| 同        | 長 谷 部 福 太 郎 | 米沢市六郷町西藤泉634番地      |
| 同        | 安 部 慎 一 郎   | 同 窪田町窪田1526番地       |
| 同        | 伊 藤 邦 彦     | 南陽市梨郷886番地          |
| 同        | 竹 田 俊 吉     | 東置賜郡高畠町大字深沼2336番地   |
| 同        | 遠 藤 幸 一     | 米沢市大字木和田511番地       |
| 同        | 我 妻 武 宣     | 東置賜郡高畠町大字福沢800番地    |
| 同        | 齋 藤 富 雄     | 同 川西町大字時田1410番地     |
| 同        | 安 部 輝 雄     | 米沢市大字李山8662番地       |
| 同        | 鈴 木 義 郎     | 南陽市宮崎861番地          |
| 同        | 竹 田 修 一     | 東置賜郡高畠町大字深沼125番地の2  |
| 同        | 寒 河 江 利 廣   | 同 川西町大字洲島2933番地の2   |
| 同        | 戸 田 義 秀     | 同 大字高山86番地          |
| 同        | 江 口 益 美     | 米沢市塩井町塩野3254番地      |
| 同        | 伊 藤 孝 右 衛 門 | 東置賜郡川西町大字吉田2794番地   |
| 同        | 青 野 正 明     | 同 高畠町大字佐沢980番地      |
| 監 事      | 落 合 長 八 郎   | 南陽市宮崎342番地          |
| 同        | 横 山 明 博     | 東置賜郡川西町大字吉田1513番地   |
| 同        | 浅 深 清 市     | 米沢市大字長手2335番地       |

## 山形県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、米沢平野土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所                 |
|----------|-------------|---------------------|
| 理 事      | 佐 貝 全 健     | 南陽市栲塚1511番地         |
| 同        | 鈴 木 吉 宏     | 東置賜郡高畠町大字亀岡3607番地の1 |
| 同        | 長 谷 部 福 太 郎 | 米沢市六郷町西藤泉634番地      |
| 同        | 安 部 慎 一 郎   | 同 窪田町窪田1526番地       |
| 同        | 鈴 木 義 郎     | 南陽市宮崎861番地          |
| 同        | 中 川 誠 一 郎   | 東置賜郡高畠町大字泉岡161番地    |
| 同        | 遠 藤 講 吉     | 同 川西町大字尾長島4241番地の1  |
| 同        | 黒 田 眞 幸     | 米沢市大字上新田947番地       |
| 同        | 近 野 誠       | 東置賜郡高畠町大字竹森483番地    |
| 同        | 江 口 益 美     | 米沢市塩井町塩野3254番地      |
| 同        | 寒 河 江 利 廣   | 東置賜郡川西町大字洲島2933番地の2 |
| 同        | 戸 田 忠 雄     | 同 大字高山73番地          |
| 同        | 齋 藤 富 雄     | 同 大字時田1410番地        |
| 同        | 伊 藤 邦 彦     | 南陽市梨郷886番地          |
| 同        | 安 部 輝 雄     | 米沢市大字李山8662番地       |
| 同        | 青 野 正 明     | 東置賜郡高畠町大字佐沢980番地    |
| 同        | 我 妻 武 宣     | 同 大字福沢800番地         |
| 監 事      | 浅 深 清 市     | 米沢市大字長手2335番地       |
| 同        | 山 木 博 一     | 東置賜郡高畠町大字亀岡3950番地   |
| 同        | 寒 河 江 繁 一   | 同 川西町大字堀金2243番地     |

**山形県告示第397号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市清水町一丁目1番26号
- 3 認可年月日  
平成25年4月1日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第398号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名               | 地区名   | 工事完了年月日   |
|-------------------|-------|-----------|
| 湛水防除事業（小規模）       | 梨郷地区  | 平成25年3月8日 |
| 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 | 湊郷堰地区 | 同         |

**山形県告示第399号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名                               | 地区名    | 工事完了年月日    |
|-----------------------------------|--------|------------|
| 広域営農団地農道整備事業<br>（中山間活性化ふれあい支援農道型） | 飽海中央地区 | 平成24年9月21日 |

**山形県告示第400号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成24年11月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量業務）

**山形県告示第401号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市全域
- 2 公共測量を実施した期間  
平成24年5月14日から平成25年3月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（都市計画）

**山形県告示第402号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、鶴岡都市計画区域、藤島都市計画区域、櫛引都市計画区域及び温海都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

なお、関係図書は、県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課において縦覧に供する。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画区域の名称  
鶴岡都市計画区域
- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
  - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
鶴岡市西荒屋字花ノ木、滝沢字村東、字水尻（191-1、193、193-1、194及び195-1に限る。）、字村下（37、38-8から38-11まで、39-5、40-1、41-4から41-9まで、42-7、43-1、43-4、43-5、44から54まで、55-1、55-2、56-1から56-6まで、74-1、75-1、100、105、109及び110に限る。）及び字村尻（1-1、1-2、2から10まで、11-1、11-2、12、13-1、13-2、14-1、14-2、15-1、15-15、16、17-1、18から35まで、40、42、43、45から53まで及び56から59までに限る。）、上山谷字村下、字外川原及び字村尻（27-1、27-2、51、53から55まで、58から61まで、111から128まで、133、134、153から156まで、158及び159に限る。）、金谷字北田、字大沢（106-1、107、108-1、108-2、109-1から109-5まで、110-1、110-5、114-2、115-1、115-6、116-1、117-2、142-1、143、144、145-1から145-3まで、146-1、146-2、147、148-1、148-2、149-2、150-1、150-4、151-1、151-4、152-2から152-4まで、153、154-1から154-3まで、155から158まで、160、161、162-3、164-4、168、169、201から205まで及び220に限る。）及び字村東（6-2、8-2、8-4、54から59まで、60-1から60-4まで、61-1、61-2、62-1、63、64-1、64-2、64-4及び65から85までに限る。）、谷定字白山、字宮下（47-6、68-1から68-3まで、69-1から69-3まで、70-1、70-2、71-1から71-4まで、72、73、74-1、74-2、75から78まで、79-1、79-2、80、81-1から81-3まで、82、83-1、83-2、84、85、86-1、86-4、86-5、90及び95から97までに限る。）、字伊勢堂（58-2、58-3、58-6、58-8、60-3、61-2、62-1、63、63-1、64-4、64-5、66-6、127-1から127-5まで、128、129、130-1、135、136、137-1、138-1から138-4まで、139-1、139-2、140-1から140-4まで、140-6、140-8から140-11まで、141-1、142-1、166、170、171、177の一部、178、179、181及び182の一部に限る。）、字十二林（7-5、7-6、11-12から11-14まで、12-1、13-1、14-1、15-3、17-6、129-1、130-1、133、134-1から134-3まで、153-3から153-8まで、185-3から185-7まで、186-3から186-6まで、269-1から269-5まで、288-1から288-6まで、288-8、288-15から288-17まで、289、290-1、291-1、292-2、294から296まで、297-1、297-2、298から300まで、302から305まで、306-1、306-3、315-3、317-1、318から324まで、325-1、328から330まで、333-1の一部、336から338まで、339の一部、341の一部、342、343の一部、344の一部、346の一部、347、353、354及び360から362までに限る。）及び字村東（1から3まで、4-1、4-2、5から12まで、13-1、13-2、14から33まで、34-1から34-3まで、35-1、36、37-1、37-2、38から41まで、42-1、43-1、44から53まで、54-1から54-3まで、55-1から55-3まで、56-1、57から60まで、63-1、63-2、64から67まで、68-1から68-4まで、71-1、71-2、71-4から71-6まで、72から82ま

で、84から91まで、93から95まで及び97から116までに限る。)、大川渡、谷地興屋、下中野目、野田目、越後京田、藤岡、須走、三和、蛸井興屋、上中野目、平足、川尻、工藤、無音、藤島関根、樺、長沼、柳久瀬、荒俣字谷地田、字鷺沼、字小糠田、字仲川原、字上川原、字村東、字道地、字畑田及び字下川原、添川字下川原、字壺本木、字杉山、字馬洗田、字入子田、字頭無、字宮田（9-1、9-5、28-3、54-1、54-3から54-5まで、55-1から55-5まで、56-1から56-6まで、57-1から57-3まで、58-1から58-3まで、59-1、59-2、61、62-1、62-2、63-2、64、65、81-1、81-2、82、83-1、83-2、84から93まで、94-1、94-2、95、96、97-1から97-3まで、98から101まで、102-1から102-4まで、103-1、103-2、104、105、106-1、106-2、107から109まで、110-1、110-2、111-1、111-2、112-1、112-2、113-1、113-2、114-1から114-3まで、115-1から115-3まで、116-1、116-2、117-1、117-2及び138から175までに限る。)、字新地（278-1に限る。)、字八幡西（10-4、10-7、51-3、51-4、52-3、52-4、59から66まで、67-1、67-2、68-1から68-3まで、69から74まで、75-1から75-3まで、76から78まで、79-1、79-2、80から89まで、90-1、90-2、91、92、103から116まで及び117-1から117-5までに限る。)、字新田（34-2、72、73、74-1から74-3まで、75から79まで、80-1、80-2、81から88まで、89-1から89-3まで、90、91及び113から124までに限る。)、字火渡（12-2、13-4、14-2、57から74まで、75-1、75-2、76から96まで及び114から140までに限る。)、字中山（183-1及び348に限る。)及び字西山（581から586まで、587-1、588、589-1、590から617まで、618-1、619-1、620、621-1、622、623-1、624-1、625から644まで、646、647、648-1、649から651まで、652-1、653から655まで及び846から850までに限る。)、鷺畑字道合、字腰巻、字佐渡端、字高堤、字上佐渡端、字中島、字樋掛、字竹ノ花、字柳田、字山野腰（3、4、5-1、5-2、6から8まで、10から12まで、13-1から13-6まで、14-1から14-5まで、15-1から15-3まで、16-1から16-5まで及び20に限る。)及び字新田（1-1、1-2、2から5まで、6-1、6-2、7-4、7-5、7-8、7-9、7-11、7-12、8-2、9から13まで、14-1、14-2、15-1、15-2、16、17-1、17-4、17-5、18-1、18-3から18-5まで及び19から21までに限る。)、東堀越字桔梗出、字人足田、字中田、字柳葉、字松葉、字谷地田、字水上、字山海、字五福、字角崎、字千刈、字土井ノ内、字下沖、字横枕、字馬ノ口（2-2から2-8まで、2-10、2-11、2-15、2-16、2-18から2-20まで、2-22、2-23、2-31から2-35まで、3-20から3-24まで、3-26、3-27、3-29、4-7、4-8、5-3、7-2、8-2から8-6まで、9-14から9-17まで、11-14、11-15、12-10、12-13、12-18、13-1、13-8から13-28まで、15-1から15-9まで、16-1から16-3まで、16-5、17-1、17-2、18、19-1から19-17まで、20-1から20-13まで、21-1から21-4まで、21-6、21-13、21-14、21-18から21-21まで、23-2、24-2、30-3、31-2、32-3、33-1、33-2、34-1、34-2、35から42まで、43、44-1、44-2、45-1、45-2、46から52まで、53-1、53-2、54から59まで、60-1、60-2、61から78まで、79-1、79-2及び80から115までに限る。)、字山ノ上（1から7まで、8-1から8-6まで、9-1、9-2、10から12まで、13-1、13-2、14、15-1、16-1から16-4まで、17、17-1、18-1、18-2、19、19-1、20、21、22-1、22-2、36-2、37-2、42-4、46-3、48-2、49、50-2、56-3、57-2、60-3、66、68-3、70-3、71、73-3、92から98まで、99-1、99-2、100から126まで、128から135まで、136-1、136-2、137及び159から191までに限る。)及び字東谷地田（16-64、27から33まで、34-1、34-2、35、36、37-1、37-2、38-1、38-2、39-1から39-3まで、40から42まで、43-1、43-2、44、45-1、45-2、46、47-1、47-2、48から50まで、51-1から51-3まで、52、53、54-1、54-2、55及び60から68までに限る。)、羽黒町市野山、羽黒町増川新田、羽黒町野荒町、羽黒町十文字、羽黒町戸野、羽黒町中里、羽黒町町屋、羽黒町染興屋、羽黒町川行、羽黒町金森目、羽黒町小増川、羽黒町野田、羽黒町仙道、羽黒町後田、羽黒町高寺、羽黒町猪俣新田、羽黒町昼田、羽黒町狩谷野目、羽黒町三ッ橋、羽黒町細谷、羽黒町赤川、羽黒町松尾、羽黒町石野新田、羽黒町馬渡ノ内下、羽黒町富沢、羽黒町押口、羽黒町黒瀬、羽黒町松ヶ岡、羽黒町川代字下川代（1、1-3、1-4の一部、1-5の一部、2-9、3-7の一部、3-8の一部、381の一部、382の一部、383及び384の一部に限る。)、字真木森（1-1、6-1、6-2、228の一部、229の一部、230の一部、231及び232の一部に限る。)、字向山（1-1、1-4から1-6まで、2-1、2-3、7-2、22-1、24-1、24-2、25-1、25-2、26-1、26-2、27-1、27-2、28-1から28-3まで、29、30、31-1、31-3、32-1、33-1、34、37-1、39-1、44、45-1から45-4まで、46、53、54、56、57、58-1、59-1、59-3、60から62まで、63-1、64、65、66-1、66-2、67-1、67-2、68、68-1、69-1、69-2、70-1、70-2、71、72-1、72-2、73-1から73-3まで、74-1、75-1から75-3まで、76-1、77から79まで、85、86、87-1から87-3まで、88-

1から88-3まで、89-1、90-2、105、109-2、110-1、111-1、112-1、113-2、114-1、114-3、115-1、116から124まで、126-1、127-1、127-3、128-1、128-3、129-1、134-1、135-1、135-2、136-1から136-3まで、137-1、137-3、138-1、138-3、139、140-1、140-2、141-1、141-2、142-1、142-2、144-1、144-3、144-4、145-1、145-3、145-4、146-3、149、150、151-1、151-2、151-5から151-8まで、152-1から152-3まで、153-1から153-3まで、154-1、154-2、155、156-1、156-3、157-1、158-1、159-1、159-2、159-4から159-8まで、160-1、160-3、200-1、203-2、268の一部、841から852まで、945、946-1、946-3、947-1、948-1、950-2、952から1053まで、1092から1097まで、1097-1、1098から1134まで、1161-1、1161-2及び1162から1165までに限る。)、字川代山（1-2、1-3、2-1、2-2、2-4、2-5、3-1、3-2、4-1、4-2、5、6-1、6-2、7-1から7-4まで、8-1から8-6まで、9-1から9-6まで、10-1から10-5まで、11-1から11-4まで、12-1から12-3まで、13-1から13-3まで、14-1、14-2、15、16-1から16-3まで、17-1から17-3まで、18から29まで、30-1、30-2、31-1から31-3まで、32、33、34-1から34-3まで、35から43まで、44-1、44-2、45-1、45-2、46-1から46-3まで、47-1、47-2、48から55まで、56-1、56-2、57から69まで、70-1から70-3まで、71-1から71-3まで、72、72-2、73-1から73-3まで、74から79まで、80-1から80-5まで、81-1から81-3まで、82、83-1、83-2、84-1、84-2、85、86、87-1から87-5まで、88-1から88-3まで、89、90-1から90-3まで、91-1、91-2、92-1から92-3まで、93-1から93-5まで、94-1から94-5まで、95-1から95-9まで、96、97-1から97-4まで、98、99-2808、99-2999から99-3002まで、100-1、100-2、101、102-1、102-2、103-1、103-2、104-1、104-2、105-1、105-2、106-1、106-2、107-1、107-2、108-1、108-2、109-1、109-2、110-1、110-2、111、111-2、112-1から112-5まで、113から122まで、123-1、123-2、124-1から124-6まで、125-1から125-3まで、126-1から126-3まで、127-1、127-2、128-1、128-2、129-1、129-2、130-1、130-2、131-1、131-2、132-1、132-2、133-1、133-2、134-1、134-2、135-1、135-2、136-1、136-2、137-1、137-2、138-1、138-2、139-1、139-2、140-1、140-3、141-1、141-2、142-1、142-2、143-1、143-2、144-1、144-2、145-1、145-2、146-1、146-2、147-1、147-2、148-1、148-2、149-1、149-2、150-1から150-3まで、151-1から151-3まで、152-1、152-2、153から158まで、159-1、159-2、160、160-2から160-5まで、161、162-1、162-2、163から173まで、174-1、174-2、175-1、175-2、176-1、176-2、177-1、177-2、178から181まで、182-1、182-2、183-1、183-2、184-1、184-2、185-1、185-2、186-1、186-2、187-1、187-2、188-1、188-2、189-1、189-2、190-1、190-3、191-1、191-2、192-1、192-2、193-1、193-2、194-1、194-2、195-1、195-2、196-1、196-2、197-1、197-2、198-1、198-2、199-1、199-2、200-1、200-2、201から203まで、204-1から204-8まで、205-1、205-2、206-1、206-2、207から249まで、250-1、250-2、251-1、251-2、252-1から252-3まで、253-1から253-3まで、254-1、254-2、255-1、255-2、256-1、256-2、257-1から257-3まで、258-1、258-2、259-1、259-2、260から275まで、276-1、277から282まで、283-1、285-1、286、287、288-1から288-4まで、289、290-1から290-3まで、291-1、291-2、292から295まで、296-1、296-2、297-1から297-3まで、298、299、300-1から300-3まで、301-1、301-3、301-4、302-1から302-8まで、303、304-1から304-4まで、305-1、305-2、306、307-1、308-1、308-3、309、310-1、310-3から310-5まで、311-1、312-1、313、314-1、314-2、315-1、315-2、316-1、316-2、317から320まで、321-1、321-2、322から325まで、326-1、326-2、327から333まで、334-1、334-2、335から342まで、343-1から343-3まで、344-1、344-2、345-1、346-1、347から361まで、362-1、363-1、364から366まで、367-1、368-1、369-1、370-1、371-1、372-1、372-3、373から383まで、384-1、384-2、385から392まで、393-1から393-4まで、394、395-1から395-6まで、396、396-2、397-1、397-5、416-1、558-2、558-3、558-7から558-10まで、558-13から558-42まで、563-1、614-1、614-3、614-4、615-1、615-2、616-1、616-2、617、618-1、618-2、619-1から619-4まで、620、621、622-1から622-3まで、623-1から623-6まで、625-2、627-2から627-4まで、628、629、630-2、630-3、631-1、631-2、632、633-1、633-2、634-1、634-2、635-1、635-2、636-1から636-3まで、637-1から637-3まで、638-1から638-3まで、639-1から639-4まで、640-1、640-2、641から647まで、648-1から648-3まで、649-1、649-2、650-1、650-2、651、652-1、



652-3、653-1、653-3、654-1、655-1、655-3、656-1、656-2、657から664まで、665-1、665-2、666-1から666-4まで、667-1から667-4まで、668-1から668-4まで、669-1、669-2、670-1から670-3まで、671から673まで、674-1、674-2、675-1から675-4まで、676-1、676-2、677-1、677-2、678-1、678-2、679-1から679-3まで、680-1から680-3まで、681-1、681-2、682-1から682-11まで、683、684-1、684-2、684-4、684-5、685-1、685-2、686から691まで、692-1から692-7まで、693-1、693-2、694から710まで、711-1、711-2、712、713、714-1、714-2、715から718まで、719-1、719-2、720-1、720-2、721-1、721-2、722-1、722-2、723-1、723-2、724-1、724-2、725から729まで、730-1から730-3まで、731、732-1、732-2、733-1、733-2、734-1から734-3まで、735-1、735-2、736、736-1、737-1から737-3まで、738、739-1、739-2、740-1、740-2、741-1、741-2、742-1、742-2、743-1から743-6まで、744-1、744-2、745-1、745-2、746、747、749、750-1、750-2、751-1、751-2、752から756まで、757-1、757-2、758-1、758-2、759から764まで、765-1、765-2、766から769まで、770-1、770-2、771-1、771-2、772から775まで、776-1、776-2、777-1、777-2、778-1、778-2、779-1、779-2、780、781-1、781-2、782-1から782-12まで、783-1、783-2、784、785-1から785-5まで、786、787-1から787-3まで、788から797まで、798-1から798-3まで、799、800、800-1、801、802-1から802-3まで、803-1、803-2、804-1、804-2、805-1、805-2、806-1、806-2、807、808-1から808-4まで、809-1から809-3まで、810から818まで、819-1から819-4まで、820から826まで、827-1から827-3まで、828-1、828-2、829、830、831-1、831-2、832-1から832-5まで、833、833-1、834-1、834-2、835-1、835-2、836-1、837、838-1、838-2、839-2、839-3、840-1、840-2、841、842-1、842-2、843-1、843-2、844-1から844-4まで、845-1、845-2、846-1から846-4まで、847、848-1、848-2、849、850-1、850-2、851-1から851-4まで、852-1、852-2、853から856まで、857-1、857-2、858-1、858-2、859-1、859-2、860-1から860-3まで、861-1から861-3まで、862-1から862-5まで、863、864-1から864-4まで、865-1、865-2、866-1から866-4まで、867-1から867-5まで、868、869、870-1、870-2、871-1、871-2、872-1から872-6まで、873-1、873-2、874、875-1、875-2、876-1、876-2、877、877-1、878-1、878-2、879、880、881-1、881-2、882-1、882-2、883、884-1から884-3まで、885-1から885-3まで、886-1から886-5まで、887-1から887-3まで、888、889-1から889-3まで、890から893まで、894-1から894-3まで、895-1から895-3まで、896から903まで、904-1、904-2、905、905-1、906-1から906-3まで、907から909まで、910-1、910-2、911-1から911-3まで、912、913、914-1、914-2、915から918まで、919-1から919-6まで、924-2、925-1、925-2、926、927-2、930から938まで、955-1、955-4から955-7まで、957-1から957-5まで、958-1から958-8まで、959-1から959-3まで、960-1から960-3まで、961-1から961-3まで、962-1、962-2、963-1から963-3まで、964-1、964-2、965-1から965-3まで、966-1、966-2、967-1から967-4まで、968-1、968-2、969-1、969-2、970-1、970-2、971-1、971-2、972から975まで、976-1から976-4まで、977-1、977-2、978-1、978-2、979-1から979-4まで、980から983まで、984-1、984-2、985から987まで、988-1、988-2、989-1、989-2、990、990-1、991-1、991-2、992、993、994-1、994-2、995、995-1、996、997、998-1、998-2、999-1、999-2、1000から1007まで、1008-1、1008-2、1009から1011まで、1011-2、1012、1012-2、1013、1014-1、1014-2、1015、1016、1017-1、1017-2、1018-1から1018-4まで、1019から1023まで、1024-1、1024-2、1025、1026-1、1026-2、1027から1032まで、1033-2、1033-3、1034-1、1034-2、1035-1から1035-3まで、1036-1から1036-3まで、1037-1から1037-3まで、1038-1、1038-2、1039-1、1039-2、1040、1041-1、1041-2、1042-2、1043-1、1043-2、1044-1から1044-3まで、1045、1046-1、1046-2、1047から1049まで、1050-1、1050-2、1051から1053まで、1054-1、1054-2、1055から1057まで、1058-1、1058-2、1059から1069まで、1069-2、1070、1071-1、1071-2、1072-1、1072-2、1073、1073-2、1074、1075-1、1075-2、1076、1077-1、1077-2、1078、1078-1、1078-3、1079-1、1079-2、1080-1、1080-2、1081-1、1081-2、1082-1、1082-2、1083-1、1083-2、1084、1084-1、1085-1、1085-2、1086、1087、1088-1、1088-2、1089、1089-1、1090、1090-1、1091、1092、1093-1、1093-2、1094、1095、1096-1、1096-2、1097-2、1098-2、1099-2、1099-3、1106-1、1106-2、1107、1108-2、1109-1から1109-5まで、1110-1、1110-2、1111-1、1111-2、1112-1、1112-2、1113、1114、



1115-1から1115-3まで、1116-1から1116-3まで、1117、1118、1119-1、1119-2、1120、1121-1、1121-2、1122から1124まで、1125-1、1126から1128まで、1185-1、1186から1189まで、1190-1、1191から1193まで、1194-1、1195-2、1195-3、1196から1199まで、1200-1から1200-3まで、1201-2、1202から1207まで、1208-1、1209から1211まで、1212-2、1213-2、1214-1、1215-1、1216-1、1262-1、1263から1266まで、1267-1、1267-2、1268、1269-1、1270、1271-1、1272-1、1275-1、1275-2、1276から1281まで、1282-1、1282-2、1285から1294まで、1295-1、1295-2、1296-1、1296-2、1297、1298-1、1299、1300、1301-1、1301-2、1302、1303、1304-1、1304-2、1305-1から1305-3まで、1306-2、1308-2、1309-2、1435-1、1437-2、1438-2、1440-2、1452-1、1453-1、1454から1457まで、1458-4、1459、1461から1468まで、1469-1、1469-2、1470から1472まで、1473-1、1473-2、1474、1489-1、1489-2、1490、1491-1、1491-2、1492、1493、1520から1522まで、1541から1546まで、1547-1、1547-2、1548-1、1548-2、1549-1、1549-2、1550、1551-1から1551-4まで、1552から1555まで、1556-1、1556-2、1557、1558、1559-1、1559-2、1560-1、1560-2、1561、1562-1、1562-2、1563-1、1563-2、1564-1から1564-5まで、1565、1566、1567-1から1567-4まで、1568-1、1568-2、1569-1から1569-3まで、1570、1571-1から1571-4まで、1572-1から1572-3まで、1573-1から1573-4まで、1574-1から1574-5まで、1575-1、1575-2、1576から1581まで、1582-1、1582-2、1583-1、1583-2、1584-1、1584-2、1585から1607まで、1614から1622まで、1625から1629まで、1632から1636まで、1637-1、1637-2、1638から1645まで、1647から1708まで及び1808に限る。)及び字八森(1-1、2、3-1、4から9まで、10-1、10-2、11-1、11-2、12から17まで、18-1、18-2、19-1、19-2、20、21-1、21-3、22、23-1、23-2、24-1から24-8まで、25-1から25-3まで、25-6から25-13まで、26-1、26-2、27-1、27-2、28-1から28-6まで、29から32まで、33-1、33-2、34から36まで、37-1から37-7まで、38から40まで、41-1、41-2、42-1から42-3まで、43-1、43-2、44-1、44-2、45、46-1、46-2、47-1、47-2、48-1、48-2、49-1、49-3、49-4、50-1、52-2、52-4、52-5、53-1、53-5、57-1、58-1、58-2、59、59-1、65-1、65-3から65-5まで、66-2、66-5から66-7まで、67-1、67-2、68-1から68-6まで、69-1、69-2、75-1、76-1、77-1、78-1、79、80-1、81、84-1、85-1、86-1、87-1、88-1、88-2、89-1、89-5、89-6、90、91-1、92-1、95、96-1、97-1、98、99、100-1から100-4まで、100-10、101、102、103-1、104-1、120、121-1、127-1、128-1から128-4まで、128-6、133-1から133-3まで、134-1、134-2、134-4、135-1から135-5まで、135-7から135-13まで、136、136-2、137-1、138から140まで、140-2、140-3、141-1から141-3まで、142-1から142-4まで、143から148まで、149-1から149-3まで、150、151、152-1、153-1、154-2、154-4、154-5、155、156-1、156-2、157から163まで、164-1、164-2、165-1から165-3まで、166-1、166-2、167、168、169-1から169-3まで、170、171-1から171-4まで、172-1、172-2、173-1、174-1、175、176-1、176-2、177、178-1、179-1、180、181、182-1、182-2、183-1から183-3まで、184、185、186-1、186-2、187から192まで、193-1、193-2、194-1、194-3、195-1、195-2、196、200-4から200-47まで、206、207-1、207-3、208-2、208-3、209-1、209-2、210-1、214、217から222まで、223-1、223-2、224、225、226-1、227-1、227-2、228、229、229-1、230-1から230-4まで、231-1、231-2、232-1から232-3まで、233-1から233-3まで、234-1、234-2、235、236、237-1、237-2、238、239-1から239-5まで、240-1、240-2、241-1、241-2、242-1、242-4、243-1、243-6、244-1、244-3、244-4、245-6、245-7、248、249-1、250-1から250-4まで、251-1から251-5まで、252-1から252-5まで、253-1から253-3まで、254、255-1、255-2、256-1から256-6まで、257-1、257-3、258、259、261-1、262-1、263-1から263-3まで、264、265-1、265-2、266-1、266-2、267-2、268-2、277-10、278-2、279-1、280-1、281-2、282-1、283から285まで、286-1、286-3、287-1、289-1、289-2、290-1、290-4、290-5、294-3、313-1、315-1から315-3まで、317-1、319の一部、320-1から320-4まで、321-1から321-3まで、322から382まで、383-1から383-3まで、384から391まで、392-1から392-3まで、393から425まで、427、428、487から515まで、515-1、516から534まで、536、537、568から576まで、577-1、577-2、578から580まで、581-1から581-4まで及び582から591までに限る。)羽黒町玉川字中国見、字玉川(1、1-1、2、2-1、3、4、4-1、5、5-1、6、6-1から6-4まで、7、7-1、7-2、8、8-1、9から13まで、13-1、13-2、14、15、15-1、15-2、16、17-1、17-2、18、18-1、18-2、19、19-1から19-4まで、20-1から20

－3まで、21、21－2、21－3、22－1から22－3まで、23－1から23－5まで、24－1から24－4まで、25、25－1、25－2、26－1から26－3まで、27、27－1、27－2、28、28－1から28－3まで、29、30、31－1から31－3まで、32－1から32－4まで、36から38まで、38－1、38－2、39から41まで、42－1、42－2、43から46まで、46－1、47、47－1、48、48－1、48－2、49、50、50－1から50－3まで、51－1から51－3まで、52、52－1、52－2、53、53－1、54、55、56－1から56－5まで、57－1から57－3まで、58、58－1から58－3まで、59から62まで、62－1、63、63－1から63－3まで、64、64－1から64－3まで、65、65－1から65－3まで、66、66－1、67から69まで、69－1、70、71、71－1、71－2、72、72－1から72－5まで、73－1から73－3まで、74－1から74－3まで、75、76、76－1、77から87まで、87－1から87－3まで、88、89、90－1、90－2、91－1、91－2、92から95まで、95－1、96から103まで、103－2、104から106まで、108から123まで、124－1、124－2、125－1、125－2、126から129まで、131から133まで、133－1、134、135、135－1、136から146まで、147－1から147－6まで、148から151まで、151－1、152から155まで、156－1、156－2、157から160まで、161－1、161－2、162から167まで、170から174まで、174－1、175、175－1、176、177、177－1、178から184まで、184－1、186、186－1、187から202まで、203－1、203－2、204－1、204－2、209から218まで、221から277まで、279から283まで及び289から291までに限る。)、字段之越（1から36まで、38から52まで、52－2、53から57まで、58－1、58－2、59－1、59－2、60、61、62－1、62－2、63－1、63－2、64から80まで、81－1、81－2、82－1、82－2、83－1、83－2、84－1、84－2、85から89まで、90－1、90－2、91から103まで、104－1、104－2、114、115、116の一部、117－1、117－2、118－1、118－2、121、122、125から130まで及び132から143までに限る。）、及び字北林（17－1、17－2、18から24まで、26から34まで、35－1から35－3まで、36－1から36－4まで、37から39まで、40－1から40－3まで、41－1から41－3まで、42－1から42－3まで、43－1から43－3まで、44、45－1から45－3まで、46－1、46－2、47－1、47－2、48－1、48－2、49－1、49－2、50－1、50－2、51－1、51－2、52、53－1、53－2、54－1、54－2、55－1、55－2、56－1、56－2、57－1、57－2、58－1、58－2、59－1、59－2、60、61－1、61－2、62－1、62－2、63－1、63－2、64－1、64－2、65－1、65－2、66－1、66－2、67－1、67－2、68－1、68－2、69－1、69－2、70－1、70－2、71から85まで、86－1、86－2、87－1、87－2、88、89－1、89－2、90－1、90－2、108、109－1、109－2、120から123まで、125、127から136まで、137－1、137－2、138－1、138－2、139－1、139－2、140－1、140－2、141－1、141－2、142－1、142－2、143、144－1、144－2、145－1、145－2、146－1、146－2、148－1、148－2、149－1、149－2、150－1、150－2、151－1、151－2、152－1から152－3まで、153、154－1、154－2、155、156－1から156－3まで、157、158の一部、159から163まで、165、169、170、172から177まで、180から189まで、194の一部、195及び200から279までに限る。）、羽黒町大口字木戸口、字宮ノ下、字卯之沢、字柴橋、字数古ノ前（1から13まで、13－1、14、15－1、15－2、16から24まで、30、31、32－1から32－3まで、33から36まで、37－2、39、40、42－1から42－3まで、42－5、42－6、43－1、43－2、43－5、44から46まで、47－1から47－7まで、48、48－1、48－2、50から55まで、56－1から56－3まで、57－1、57－2、58から61まで、62－1、62－2、63から79まで、82から102まで、103－1及び104から110までに限る。）、及び字川之上（1から5まで、5－3から5－5まで、6、6－3、7、7－2、8から14まで、15－1、15－2、16－1、16－2、17－1、17－2、18－3から18－6まで、19、19－2、20－1、20－2、21、22、23－1、23－2、24－3から24－5まで、24－11、24－12、25－2、25－3、25－5、25－6、26－2から26－4まで、27から32まで、33－1、33－2、34から38まで、38－2、38－3、39、39－2、40、40－1、40－2、41から43まで、44－1から44－3まで、45、46、46－1、47－1から47－4まで、48、48－1、49－1、49－2、50－1から50－3まで、51から53まで、54－1、54－2、55－1、55－2、56－3、57、57－2、58－1、58－3、59－1、59－2、59－4、59－5、60、60－1から60－7まで、61から64まで、64－2、65－1、65－2、66から80まで、81の一部及び82に限る。）、羽黒町坂ノ下字上堰及び字田中、羽黒町荒川字堤下、字鎌田、字蛭塚、字漆畑、字二本松、字花沢、字上ノ山、字宮東、字前田元、字荒泉橋、字落合、字西田、字家ノ下、字鉢巻、字栓木、字鴻ノ巣、字白山、字谷地堰、字東切添、字上西切添、字下西切添及び字道見（66、67－1、67－2、77－1、77－5、77－6、81－1、81－2、82－1、82－2、83－2、84－1、84－4、86－2、87－1及び87－2に限る。）、羽黒町上野新田字中台、字大豆倉、字七枚田、字三反割、字東八番、字西八番、字上台（1－83から1－103まで、3、4－1、4－2、5－1、6－1、6－2、7、8－1、9、10、10－1、10－2、11－1、11－2、12－1から12－4まで、13、16－1、17－1、17－2、18、19、20－1から20－4まで、21、22－3、23－3、24、25－1から25－5まで、26、27－1、27－2、28から33まで、33－1から33－4まで、34－2、34－4から34－8ま

で、35から40まで、41-1、41-2、42から45まで、46-1、46-2、48から50まで、55、56-1から56-5まで、57-1から57-3まで、58-1、58-2、59-1、59-2、59-4、61、61-1、61-2、62、62-1、63、65から70まで、70-1、71、72、74、75、76-1から76-3まで、77-1から77-4まで、78-1、78-3、79-1、79-2、80、81、82-1、82-2、83-1、83-4、83-5、84、115-1から115-3まで、116から118まで、119-1、119-2、120-1、121、122-1、122-3、122-4、123、123-2、124-1、124-2、125-1、125-2、128から135まで、136-2、138-2、142-1、143-1、144-2、145から176まで、179-2、180-2、181-2、182-2、183から194まで、195-1、195-2、196から207まで、213から215まで、220、221、223から226まで及び228から237までに限る。)、字段之松（14-2、17、17-1、17-3、17-6、17-7、17-9、17-10、18-3、18-4、18-6から18-8まで、18-10、18-13、18-19、18-23、18-33、18-39から18-42まで、20-1、20-2、20-4、20-6、20-7、20-9、21-1から21-4まで、21-6、22-1から22-5まで、23-2、23-3、24、25-2、27-1、27-2、28-1、35-1及び35-2に限る。）及び字二反割（1-1、2-4、3-3、3-4、3-6、7-4、8-1、9、10-1、11、12、13-1、14-2、15-1、16、17-1、17-2、18-1、18-2、18-4、19、19-1、19-2、21、23から27まで、28-1、28-2、29から37まで、38-1、40から43まで、46、51から63まで、65から85まで、86-1、86-2、87、88-1、88-2、89-1、89-2、90から92まで、93-1、93-2及び94から116までに限る。）、田代、馬渡、丸岡字備前、黒川字椿出、字上の山、字春日山、字宮の下、字橋本、字滝の上、字小在家、字盾、字仲村、字成沢、字大杉、字大杉川原及び字漆原、西荒屋字蕨野、字柳沢（26-5、29-1、30-1、31から33まで、37、41、43から45まで、48、49-1から49-3まで、50-1、50-2、51-1から51-4まで、52-1から52-4まで、53-2、53-3、58-1、58-2、59、60、61-1、61-2、65-1、65-2、66から75まで、78から83まで、84-1、84-2、86-1、86-2、87-1、87-2、88-1、88-2、89-1、89-2、90-1、90-2、91-1、91-2、92から94まで、95-1、97-1、97-2、99-1、99-2、100、101、101-1、101-2、102-1、102-2、103-1、103-2、104-1から104-3まで、105、106、107-1から107-3まで、108から119まで、119-1、120、121-1、121-3、121-4、124-1、125-1、125-3、125-4、126-1、129-2、129-3、131-1、132、133、134-1、134-2、135、136、137-1、137-2、137-4の一部、137-5、138、139-1から139-3まで、140-1から140-3まで、141-1、141-3から141-5まで、143-1、143-3、143-4、143-6、143-8、143-9、176-3の一部、179-1、180-1、180-3、181、182-1、183、184-1、184-3、185-1、185-3、186-1、186-3、187、188の一部、191-1の一部、192の一部、196の一部、197-1、198、199-1、199-3、200から202まで、203-1、203-3、204-1、204-3、205-1、207-1、208から211まで、212-1、212-3、213-1、213-3、214、215-1、215-3、216から218まで、219-1、219-3、220から229まで、230の一部、231の一部、232の一部、233から238まで、239の一部、242-3の一部、243-1の一部、249、250、263から285まで及び299から318までに限る。）、字内山（1-2、3-1から3-6まで、4-1、4-2、4-4、4-6、4-19、179-5、180から183まで、184-1、184-2、185-1から185-5まで、186-1、186-2、187-1、187-2、188-1、188-2、189から191まで、192-1、192-2、192-4、192-5、192-7から192-13まで、192-15、194-1、194-4から194-6まで及び204-3に限る。）及び字外山（1、3-6、89-1、93から100まで、101-1から101-3まで、101-10、102-1、102-2、103、106-1及び107-2に限る。）、板井川字村西（3-5、21-1、23-1、34-1、34-3、40-6、40-8、40-10、40-11、42-1から42-3まで、42-5から42-8まで、44、47、52から55まで、298、299、361、363、364、382、408の一部、450-1、450-2、451-1から451-3まで、452-1から452-4まで、453-1から453-4まで、454、456から458まで、459-1、459-2、460-1、460-2、461-1、461-2、462-1、462-2、463-1、463-2、464、465-1、465-2、466、467、468-1から468-3まで、469-1、469-2、470-1、470-2、471から474まで、475-1、475-2、476-1、476-2、477、478-1、478-2、479、480-1、480-2、481-1、481-2、482-1、482-2、483-1、483-2、484-1、484-3、484-6、493の一部、496-2、496-3、500の一部、503-2から503-5まで、506、507、508-1、510-1、511、512、513-1、514から517まで、519-2、519-3、520-6、521から523まで、524-2、525-2、530-2、530-6、618、619、633、634-1及び634-2に限る。）、松根字上松根（1-1、1-2、2から4まで、5-3、5-4、6、6-1、7、7-1、8、9-1、9-2、10、10-1、11、11-1、12、12-1、13-1、13-2、14、14-1、15、15-1、16から19まで、22、22-1、24、26、27、29、30-1、30-2、31、31-4、32-1から32-3まで、34から41まで、42-1から42-5まで、43から46まで、47-1、47-2、48から54まで、54-1、55-1から55-4まで、56-1から56-3まで、57から70まで、74-1から74-4まで、75から80まで、

80-1、81、81-1、82-1、82-2、83、83-1、84から86まで、86-1、87-1、87-2、88から101まで、102-1、102-2、103から105まで、106-1から106-5まで、107-1、107-2、108-1、108-2、109から111まで、112-1、112-2、113-1、113-2、114-1、114-2、115-1、115-2、116から118まで、119-1、119-2、120-1から120-4まで、121から124まで、125-1、125-2、126-1、126-2、127から131まで、132-1、132-2、133から135まで、136-1、136-2、137、138-1から138-3まで、139-1、139-2、140-1、140-2、141、142、152-1から152-3まで、153-1、153-2、154から181まで、293から298まで、299-1、299-2、300、301、302-1、302-2、303、304-1、304-2、305-1、305-2、306-1、306-2、307、308-1、308-2、309から318まで、319-1から319-3まで、320から358まで、359-1から359-3まで、360から386まで、387-1、387-2、388から392まで、395-1、395-2の一部、419から444まで、446から457まで及び495から517までに限る。)、字中松根（4、5、9-1、9-5から9-7まで、10、11、16-1、16-2、17-1、17-2、18、20、21-1、21-3、21-5、22-1、22-2、23-3、23-4、24、25-1、25-2、26、27、28-1、28-2、29から33まで、34-1、34-3、35-3から35-6まで、36-1から36-3まで、37から49まで、50-1から50-4まで、51-1から51-3まで、52-1、52-2、53-1、53-2、54、55-4から55-6まで、56から58まで、58-2から58-4まで、59-1、59-2、60、61、61-3、62-1から62-7まで、63、64、64-5、65-1、65-2、66、66-3、66-5、67、67-4、68-1、68-2、69、69-3、70、70-1、71、71-1、71-3、75、75-1、76、77-1、77-2、78、78-1、79、80、80-1、80-2、81-1、81-2、82、83、83-1、83-2、84、84-1、85、85-4、86-2、86-3、87、87-2、87-21、87-22、89、90-1、90-2、92-5、92-6、94-1から94-3まで、95-1から95-3まで、96-2、96-3、98から126まで、127-1、127-2、128-1、128-2、129から131まで、132-5から132-8まで、133、135-3から135-6まで、136、136-1、137、137-1、137-2、138、138-2、138-3、139-1、139-2、139-4、140-3、140-4、141、141-3、141-4、141-6、142-2から142-4まで、143、143-2、143-3、144、145-1から145-3まで、146、146-1、147-1、147-2、148、149、150-1から150-4まで、151、152、152-2、153から155まで、156-1、156-2、157-1、157-2、158、158-2、159、160、160-2、161から167まで、167-1、168から174まで、175-1から175-3まで、176、177-1から177-8まで、178から192まで、193-1、193-2、194から203まで、203-1、204から207まで、208-1、208-2、209-1、209-3、210から214まで、215-1から215-3まで、216-1、216-2、217から219まで、220-1、220-2、221から227まで、228-1、228-2、229から232まで、233-1、233-2、234-1、234-2、235から243まで、244-1から244-3まで、245から247まで、248-1、248-2、249から260まで、261-1、261-2、262、263-1、263-2、264、265-1、265-2、266、267-1、267-2、394から412まで、431から446まで、447-1、447-2、448から461まで、506から510まで、511-1、511-2、512、513、516、517、520、521-1、521-2、547、551から553まで、576から587まで、588-1、588-2、589-1、589-2、590から592まで、593-1、593-2、594-1、594-2及び595から617までに限る。)、及び字下松根（1-1、1-2、2から8まで、9-1、9-2、10から14まで、15-1、15-2、16-1、16-2、17から29まで、30-1から30-3まで、31、32-1、32-2、33から40まで、41-1、41-2、42から51まで、52-1、52-3、53から75まで、76-1、76-2、77、78、79-1、79-2、80、81、82-1から82-3まで、83から95まで、96-1から96-3まで、97から114まで、115-1、116、117-1、118-1、119、120、123-1、123-2、124-1、125、129-1、130から134まで、135-1から135-3まで、136から143まで、143-1、144-1、144-2、145-1、145-2、146、147、147-1、147-2、148-1、148-2、149から151まで、152-1、152-2、153、153-1、154、155-1、155-2、156、157-1、157-2、158、158-1、158-2、159、160-1、160-2、161、161-1、161-2、162、162-1、162-2、163、163-1、164、164-1、165、166、166-1、167-1、167-2、168、168-1、169、170-1から170-4まで、171-1から171-4まで、172、173、173-1、174、174-1、175、175-1、176-1から176-6まで、177、178、179-1、179-2、180、181、182-1、183から189まで、190-1、191、192-1、193、194-1、194-2、195から198まで、199-1から199-5まで、200、201、202-1、202-2、203から205まで、206-1、206-2、207-1、207-2、208、209-1、209-2、210から214まで、215-1、215-2、216-1、216-2、217-1から217-6まで、218から226まで、226-1、227、227-1、228-1、228-2、229、230、230-1、230-2、231、232、233-1から233-7まで、234から241まで、241-1、241-2、242から246まで、246-1、247から257まで、258-1、258-3、259、260、261-1、262、263、264-1、265から286まで、287-1、287-2、288から294まで、295-1、295-2、296から299まで、300-1、300-2、301、301-1、302、303-1、303-2、304、305-1、305-2、306、307-1、307-2、308

から315まで、316-1、316-2、317から319まで、320-1、320-2、321から323まで、324-1、324-2、325、326-1、326-2、327-1、327-2、328-1、328-2、329から342まで、343-1から343-3まで、344から351まで、352-1、352-2、353から356まで、357-1、357-2、358-1、358-2、359-1から359-4まで、360から379まで、380-1から380-4まで、381から393まで、394-1、394-2、395から415まで、434から444まで、445-1、446、447-1、448から465まで、467から481まで、482-1、482-2、483から486まで、487-1、487-2、488、489、490-1、491-1、492-1、494から522まで、523-1、524から527まで、528-1、529-1、530から535まで及び541から551までに限る。)、中野新田、下名川字落合及び字村下、熊出字岡村、字沖田、字黒沢、字下村、字十王前、字長表、字東村、字日鑑、字水無川前、字五福田（88-6、88-7、89-4、91-1、92-1、93-1、94から109まで、110-1、110-2、111、112-1から112-3まで、113-1から113-3まで、114から132まで、133-1、133-2、134-1から134-4まで、135、136、137-1、137-2、138-1、138-2、139-1、139-2、140-1、140-2、141、142、143-1、143-2、144、145-1、145-2、146-1、146-2、147、148、149-1、149-2、150-1、150-2、151、152-1、152-2、153から162まで、166-4、171-1、172から179まで、180-1、180-2、181、182、182-1、183-1、183-2、184から187まで、188-1、188-2、189-1、189-2、190-1、190-2、191から194まで、195-1、195-2、196-1、196-2、197-1、197-2、198-1、198-2、199-1、199-2、200、201-1、201-2、202-1、202-2、203-1、203-3、203-4、204-3、228-2、228-5、228-6、229-1、229-3、230-1、230-3、231、232、233-1、233-2、234-1、234-2、235-1、235-2、236-1、236-2、237から249まで、250-1、250-4、251から255まで、256-1、256-4、256-5、257-1、259-2、313、322の一部、326の一部、328の一部、329の一部、330の一部、331の一部、333の一部、334の一部、335、336の一部、337の一部及び338から352までに限る。)、字栗山（1-1、1-2、1-4、2-1、3-4、5-1、6、7-1、7-3、8-1、9-1、10、11、12-1、12-2、13-1、13-2、13-5、14、15-3、266-3、266-5、270-1、271-1、271-2、279の一部、292の一部及び293の一部に限る。）及び字仲台（22-18、22-21、26-4、26-9、26-25、27-5、27-7及び27-25に限る。）、越中山字西田、字立岩（1、2-1、2-2、3、4-1、4-2、5、5-2、6、7、8-1、8-2、9から11まで、11-1、11-2、12、12-1から12-3まで、13-1、13-2、14、14-1、15、15-1、15-2、16、16-1、16-2、17、17-1、18-1から18-3まで、19-1から19-4まで、20、21-1、21-2、22-1から22-4まで、23、24-1、24-2、25-1、25-2、26-1、26-2、27-1、27-2、28-1、28-2、29-1から29-4まで、30-1、30-2、31-1、31-2、32-1から32-6まで、33-1から33-8まで、34-1から34-6まで、35-1から35-7まで、36、36-1、37-1から37-3まで、38、38-1、38-2、39-1から39-3まで、40-1から40-24まで、41-1から41-3まで、42-1、42-2、43-1から43-5まで、44-1から44-3まで、45-1、45-2、46-1から46-4まで、47-3から47-5まで、62-6、62-7、65-1、65-3、66-1、66-3から66-5まで、67-1、67-3、67-4、68-1、68-3、68-4、69-1、69-3から69-5まで、70-1、70-3、70-4、72-1、72-3から72-5まで、73、74、74-2、74-3、75-1、75-2、76-1から76-3まで、77-1、77-2、78、79、80-1から80-3まで、81-1、81-2、82、83-1、83-2、84-1、84-2、85-1から85-3まで、86-1から86-4まで、87-1から87-4まで、87-9から87-22まで、88から93まで、93-1、94、95、96-1から96-5まで、97から99まで、100-1から100-3まで、101-1、102-1、103から106まで、107-1、107-2、108から118まで、119-1、119-2、120から123まで、123-2、124-1、124-2、125、125-2、126から130まで、131-1、131-2、132、132-1、133から135まで、135-5、136、137-1、137-2、138から140まで、140-2、141-1から141-3まで、142-3から142-7まで、143-2から143-5まで、149-1から149-6まで、150、150-2から150-6まで、151-1から151-4まで、154-1から154-3まで、155、156-1、156-4から156-6まで、157、159-1、160から163まで、176から179まで、180-1、180-2、182から192まで、194から198まで、200、201、203、204、205-1から205-3まで、206から211まで、212の一部、213から215まで、220-1及び220-2に限る。）及び字谷口（1から8まで、9-1から9-4まで、10、10-1、11から15まで、16-1、16-2、17、18、19-1から19-3まで、20-1から20-3まで、21、21-1、21-2、22-1、22-2、22-6から22-9まで、23、23-1、23-2、24-1、24-2、25-1から25-3まで、26、26-1、26-2、27-1、27-2、28-1、28-2、29から31まで、31-2、32、33、33-2、34、34-3、34-4、35、36-1、36-2、37、37-1、38、39、39-2、40、40-2、41、41-2、42、43-1、43-2、44、45、45-2、46-3から46-5まで、47-1、47-2、48-1、48-2、49から51まで、52-1、52-2、53、53-1、54、54-1、54-2、55-1、55-2、56から58まで、58-2、59、59-1、

60、60-1、61、61-1、62、63、64-1、64-2、65から70まで、71-1、71-2、72から77まで、77-1、78、79、80-1、80-2、81から83まで、83-1、84-1、84-2、85、85-1、86-1、86-2、87、88、88-1、89-1、89-2、90、90-1から90-3まで、91、92-1から92-4まで、93-1から93-7まで、94-1から94-4まで、95-1、95-2、96-1から96-3まで、97-1、97-2、98から101まで、101-2、102-1から102-5まで、103-4、106-1から106-8まで、107-2、108-2、109-1から109-4まで、110、110-1、111-1、111-2、112-1から112-17まで、113-1から113-3まで、114-1から114-4まで、116の一部及び119から156までに限る。）並びに東岩本字漆原、字沖田、字北野、字田中、字野中及び字内野（338-1、387-1、388-2、396-2、396-3及び413に限る。）

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

#### 山形県告示第403号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 都市計画の種類

鶴岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

##### 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分

昭和49年7月県告示第1076号（都市計画区域の指定）、昭和62年5月県告示第637号（都市計画区域の指定）、平成4年10月県告示第1238号（都市計画区域の変更）、昭和22年内務省告示第372号（都市計画区域の指定）、昭和43年建設省告示第2007号（都市計画区域の変更）、平成4年7月県告示第815号（都市計画区域の変更）及び平成25年4月県告示第402号（都市計画区域の変更）で決定した区域

(2) 削除する部分

なし

##### 3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

#### 山形県告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 都市計画の種類

鶴岡都市計画区域区分

##### 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 市街化区域から市街化調整区域に変わる部分

なし

(2) 市街化調整区域から市街化区域に変わる部分

鶴岡市覚岸寺字水上地内

(3) 市街化区域に決定する部分

鶴岡市藤島字前野、字西細杖、字中細杖、字西川原、字四ツ屋、字村前、字矢立、字古楯跡、字笹花、字鶴巻、字村東、字山ノ前、字新山ノ前、字向楯跡及び字川向、上藤島字鎧田畑、字備中下、字三文字、字街道西、字六所畑、字村東及び字上川原、古郡字中田、字杉ノ崎及び字道橋、藤の花一丁目、藤の花二丁目、藤浪一丁目、藤浪二丁目、藤浪三丁目、藤浪四丁目、藤浪五丁目、温海字温海、字荻田及び字越路、湯温海字湯之尻、字紅葉岡、字湯之里、字湯温海、字湯見ヶ代及び字嶽の腰並びに鼠ヶ関字横路、字興屋、字原海、字中道及び字奥田地内

(4) 市街化調整区域に決定する部分

鶴岡都市計画区域から市街化区域、市街化調整区域及び(3)の市街化区域に決定する部分を除いた部分



3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第405号

平成8年6月県告示第652号（建築基準法第6条第1項第4号の規定による市町村の区域）の一部を次のとおり改正する。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 「 羽黒町赤川                                                                                                                                                                                                   | 字地蔵俣、村中、村下及び熊坂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |
| 羽黒町三ツ橋                                                                                                                                                                                                    | 字向田、前田及び道下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |
| 羽黒町狩谷野目                                                                                                                                                                                                   | 字高坂、村東、南川原、宮野下、東沖及び西沖                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |
| 羽黒町黒瀬                                                                                                                                                                                                     | 字黒瀬                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |
| 羽黒町荒川                                                                                                                                                                                                     | 字家ノ下、西田、荒泉橋、前田元、谷地堰、宮東、花沢及び上ノ山                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |
| 羽黒町野荒町                                                                                                                                                                                                    | 字西田、街道上、北田及び水上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |
| 羽黒町十文字                                                                                                                                                                                                    | 字十文字                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |
| 羽黒町増川新田                                                                                                                                                                                                   | 字花沢                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |
| 羽黒町市野山                                                                                                                                                                                                    | 字山王林                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |
| 羽黒町戸野                                                                                                                                                                                                     | 字橋本、祝儀田及び八幡田                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |   |
| 羽黒町玉川                                                                                                                                                                                                     | 字中国見及び北林                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | を |
| 羽黒町手向                                                                                                                                                                                                     | 字薬師沢、百々目木及び手向                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |
| 羽黒町押口                                                                                                                                                                                                     | 字川端及び升ノ内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |   |
| 羽黒町細谷                                                                                                                                                                                                     | 字北田、堰面、七ツ塚及び舂ノ内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |
| 馬渡、田代、黒川（市道松根羽黒線以西の区域及び同市道から東に50メートルまでの区域）、<br>松根（県道余目温海線及び市道松根羽黒線以西の区域並びに同県道及び同市道から東に50メ<br>ートルまでの区域）、櫛代（市道松根羽黒線から東に50メートルまでの区域）、西荒屋（都市<br>計画区域を除く東北横断自動車道酒田線から東の区域）、坂井川、本郷、上名川、下名川、<br>熊出、東岩本、中野新田及び越中山 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 」 |
| 「 羽黒町玉川                                                                                                                                                                                                   | 字北林（1番地から14番地まで、15番地の1から15番地の3まで、16番地の1、16番地の2、91番地の1から91番地の3まで、92番地の1、92番地の2、93番地の1、93番地の2、94番地の1、94番地の2、95番地の1、95番地の2、96番地の1、96番地の2、97番地の1、97番地の2、98番地の1、98番地の2、99番地の1、99番地の2、100番地の1、100番地の2、101番地の1、101番地の2、102番地の1、102番地の2、103番地の1から103番地の3まで、104番地、105番地の1、105番地の2、106番地の1、106番地の2、107番地の1、107番地の2、110番地から119番地まで、158番地の一部、164番地、166番地から168番地まで、171番地、190番地から193番地まで、194番地の一部及び196番地から199番地までに限る。） |   |
| 羽黒町手向                                                                                                                                                                                                     | 字薬師沢、百々目木及び手向                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |
| 松根（県道余目温海線及び市道松根羽黒線から東に50メートルまでの区域）、櫛代（市道松根羽黒線から東に50メートルまでの区域）、本郷及び上名川                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |
| 下名川                                                                                                                                                                                                       | 字上野、村西及び村東                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |
| 熊出                                                                                                                                                                                                        | 字北俣、畑ノ沢、南俣、五福田（1番地から30番地まで、31番地の1、32番地から39番地まで、40番地の1、40番地の2、41番地から47番地まで、48番地の1、49番地の1、50番地から87番地まで、88番地の1から88番地の5まで、89番地の1から89番地の3まで、90番地の1、163番地から165番地まで、166番地の1から166番地の3まで、167番地の1、170番地の1、203番地の2、204番地の1、204番地の2、205番地の1、206番地から220番地まで、221番地の1、221番地の2、222番地から224番地まで、225番地の1から225番地の4まで、                                                                                                        |   |

226番地の1、227番地の1、228番地の1、228番地の3、228番地の4、256番地の2、256番地の3、259番地の1、260番地の1、261番地から281番地まで、282番地の1、282番地の2、283番地から304番地まで、305番地の1、305番地の2、306番地から310番地まで、311番地の1から311番地の3まで、312番地の1、312番地の3、312番地の4、314番地から321番地まで、322番地の一部、323番地から325番地まで、326番地の一部、327番地、328番地の一部、329番地の一部、330番地の一部、331番地の一部、332番地、333番地の一部、334番地の一部、336番地の一部、337番地の一部、353番地及び354番地に限る。)、栗山（1番地の3、1番地の5、1番地の6、2番地の2、2番地の4、3番地の1、3番地の3、4番地の1、7番地の2、13番地の3、15番地の1、15番地の2、15番地の4、20番地の1、24番地の1、25番地の1、25番地の3、25番地の4、25番地の6から25番地の11まで、26番地の1、26番地の2、27番地の1、49番地の1、50番地の1、51番地、52番地、60番地の1、61番地の1、61番地の3、71番地の1、71番地の2、72番地の1、73番地の1から73番地の3まで、73番地の5から73番地の8まで、82番地の1、91番地の1、91番地の3、92番地の1、93番地の3、101番地の1、111番地の1、112番地の1、118番地の1、118番地の4、133番地の1、134番地の1、138番地、140番地の1、141番地の1、146番地の1、150番地の1、151番地の1から151番地の6まで、151番地の9から151番地の16まで、151番地の18、151番地の21、151番地の22、153番地の1、153番地の2、156番地の1、157番地の1、160番地の1、160番地の2、163番地の1、163番地の2、166番地の1、166番地の3、168番地の1、171番地の1、175番地から181番地まで、182番地の1から182番地の3まで、183番地から240番地まで、241番地の1から241番地の3まで、242番地の1、243番地の1、244番地の1、245番地の1から245番地の3まで、248番地の1、249番地の1、250番地、251番地の1、252番地から265番地まで、266番地の1、266番地の2、266番地の4、267番地の1、272番地から278番地まで、279番地の一部、280番地から291番地まで、292番地の一部、293番地の一部及び294番地から298番地までに限る。)、及び仲台（1番地、2番地、5番地、6番地、9番地、11番地の2から11番地の6まで、12番地、13番地、14番地の1から14番地の4まで、16番地、17番地の1から17番地の6まで、18番地の1から18番地の18まで、19番地、20番地の1から20番地の13まで、21番地の2、22番地の2から22番地の7まで、22番地の9から22番地の17まで、22番地の19、22番地の20、22番地の22、22番地の23、24番地の1から24番地の7まで、25番地の2、25番地の4から25番地の10まで、26番地の1から26番地の3まで、26番地の5から26番地の8まで、26番地の10、26番地の12、26番地の18から26番地の20まで、26番地の23、26番地の27、26番地の30、26番地の34、26番地の35、27番地の1から27番地の4まで、27番地の6、27番地の8、27番地の9、27番地の11、27番地の14、27番地の22から27番地の24まで、27番地の26、27番地の27、28番地の2、28番地の3、28番地の6から28番地の11まで、29番地の1から29番地の3まで、30番地の1から30番地の14まで、31番地の1から31番地の6まで、32番地の1から32番地の12まで、33番地及び35番地から40番地までに限る。)

東岩本

字衛門平、田ノ頭、石黒、一ノ又及び内野（1番地から16番地まで、17番地の1、17番地の2、18番地の1から18番地の3まで、19番地、



20番地の1から20番地の3まで、21番地の1、21番地の2、22番地の1、22番地の2、23番地の1から23番地の3まで、24番地、25番地の1、25番地の2、26番地、27番地の1、27番地の2、28番地の1、28番地の2、29番地の1、29番地の2、31番地から39番地まで、40番地の1から40番地の4まで、41番地、42番地、43番地の1、43番地の2、44番地の1、44番地の2、45番地の1、45番地の2、46番地の1、46番地の2、47番地から53番地まで、54番地の1、54番地の2、55番地、56番地、57番地の1、57番地の2、58番地から64番地まで、65番地の1、65番地の2、66番地、67番地の1、67番地の2、68番地、69番地の1、69番地の2、70番地の1から70番地の3まで、71番地の1、71番地の2、72番地の1、72番地の2、73番地の1、73番地の2、74番地から76番地まで、77番地の1、77番地の2、78番地の1、78番地の2、79番地、80番地、81番地の1、81番地の2、82番地、83番地の1、83番地の2、84番地の1から84番地の3まで、85番地の1から85番地の5まで、86番地、87番地、88番地の1、88番地の2、89番地の1から89番地の3まで、90番地の1、90番地の2、91番地の1、91番地の2、92番地の1、92番地の2、93番地、94番地の1、94番地の2、95番地の1、95番地の2、96番地の1、96番地の2、97番地の1、97番地の2、98番地の1、98番地の2、99番地から102番地まで、104番地の1から104番地の3まで、105番地、106番地の1、106番地の2、107番地の1から107番地の3まで、108番地の1、108番地の2、109番地の1、109番地の2、110番地から117番地まで、118番地の1から118番地の5まで、119番地の1、119番地の2、120番地、121番地の1、121番地の2、122番地の1、122番地の2、123番地の1、123番地の2、124番地、125番地の1、125番地の2、126番地、127番地の1、127番地の2、128番地の1、128番地の2、129番地の1、129番地の2、130番地の1、130番地の2、131番地の1、131番地の2、132番地の1、132番地の2、133番地の1、133番地の2、134番地の1、134番地の2、135番地から150番地まで、151番地の1、151番地の2、152番地の1から152番地の3まで、153番地から163番地まで、164番地の1、164番地の2、165番地から174番地まで、176番地から221番地まで、222番地の1、222番地の2、223番地から243番地まで、244番地の1、244番地の2、245番地から295番地まで、296番地の1、296番地の2、297番地から303番地まで、304番地の1、304番地の2、305番地、306番地の1、306番地の2、307番地の1、307番地の2、308番地の1、308番地の2、309番地、310番地、311番地の1、311番地の2、312番地の1、312番地の2、313番地の1、313番地の2、314番地、315番地の1、315番地の2、316番地から324番地まで、325番地の1、325番地の2、326番地の1、326番地の2、327番地、328番地の1、328番地の2、329番地の1、329番地の2、330番地の1から330番地の3まで、331番地の1、331番地の2、332番地の1、332番地の2、333番地の1、333番地の2、334番地の1、334番地の2、335番地の1、335番地の2、336番地の1から336番地の4まで、337番地の1、337番地の2、338番地の2、339番地から349番地まで、350番地の1、350番地の2、351番地から355番地まで、356番地の1、356番地の2、357番地の1、357番地の2、358番地から366番地まで、366番地の2、367番地から386番地まで、387番地の2、388番地の1、388番地の3、389番地から395番地まで、396番地の1、397番地、398番地、398番地の2、399番地から410番地まで、411番地の1、411番地

に改める。

の2、412番地の1、412番地の2、414番地の1から414番地の3まで、415番地の1から415番地の3まで、416番地の1、416番地の2、417番地、419番地の1、419番地の2、420番地の1、420番地の2、421番地の1、421番地の2、422番地の1、422番地の2、423番地の1、423番地の2、424番地の1から424番地の4まで、425番地の1、425番地の2、426番地の1、426番地の2、427番地の1、427番地の2、428番地の1、428番地の2、429番地、430番地の1、430番地の2、431番地から433番地まで、434番地の1、434番地の2及び435番地から437番地までに限る。)

越中山

字蒔平、中入、名平、西山田、東山、三栗屋、村田、立岩 (47番地の1、47番地の2、48番地、49番地の1、49番地の2、50番地の1、50番地の2、51番地、52番地、53番地の1から53番地の3まで、54番地、55番地の1から55番地の4まで、56番地の1から56番地の9まで、57番地、58番地、59番地の1から59番地の3まで、60番地の1から60番地の3まで、61番地の1から61番地の3まで、62番地の1から62番地の5まで、62番地の8、62番地の9、63番地の1、63番地の2、63番地の4から63番地の7まで、64番地の1から64番地の5まで、65番地の2、65番地の4から65番地の6まで、66番地の2、66番地の6、66番地の7、67番地の2、68番地の2、69番地の2、70番地の2、71番地、72番地の2、142番地の1、142番地の8、143番地の1、143番地の6、144番地、144番地の2、145番地から147番地まで、148番地の1から148番地の5まで、152番地の1から152番地の4まで、153番地の1から153番地の3まで、156番地の2、156番地の3、158番地、159番地の2、164番地の1から164番地の5まで、165番地の1から165番地の4まで、166番地の1から166番地の5まで、167番地、168番地の2から168番地の8まで、169番地の1から169番地の5まで、170番地の1から170番地の5まで、171番地の1から171番地の5まで、172番地の1から172番地の5まで、173番地の1から173番地の5まで、174番地の1から174番地の3まで、175番地の1から175番地の4まで、181番地、193番地、199番地、202番地、212番地の一部及び216番地から219番地までに限る。) 及び谷口 (115番地の1から115番地の3まで、116番地の一部、117番地及び118番地に限る。)

山形県告示第406号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程 (昭和39年 8月県告示第703号) の一部を次のように改正する。

別表第6中

|   |      |   |                |   |   |   |   |
|---|------|---|----------------|---|---|---|---|
| 〃 | 千歳支店 | 〃 | 長町二丁目5番<br>40号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 出羽支店 | 〃 | 大字漆山85番地       | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 明治支店 | 〃 | 大字灰塚395番地      | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

を

|   |      |   |                |   |   |   |   |
|---|------|---|----------------|---|---|---|---|
| 〃 | 千歳支店 | 〃 | 長町二丁目5番<br>40号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
|---|------|---|----------------|---|---|---|---|

に、

|        |                    |   |        |           |
|--------|--------------------|---|--------|-----------|
| 〃 大郷支店 | 〃 大字中野469番地<br>地の6 | を | 〃 天神支店 | 〃 天神町59番地 |
|--------|--------------------|---|--------|-----------|

に改める。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月15日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成25年4月2日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成25年4月12日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                    |
|---------------|---------|----------|-------------------------------|
| 五十嵐敏則後援会      | 五十嵐 敏 則 | 石 山 明    | 寒河江市若葉町14番地の4<br>(有) コウヨウ不動産内 |
| 正 政 会         | 大 沼 正 人 | 高 橋 成 易  | 山形市宮町1丁目12-12                 |
| 押 井 喜 一 後 援 会 | 成 沢 正 身 | 浅 賀 幸 雄  | 鶴岡市宝徳字西鴨田7                    |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察初動捜査支援システム機器（増設）の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年4月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部201会議室（2階）
- (2) 日時 平成25年5月23日（木） 午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び特定役務の名称並びに数量  
山形県警察初動捜査支援システム機器（増設）の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする物品及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成25年12月1日から平成32年11月30日（7年間）
- (4) 納入期限 平成25年11月30日まで
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち4箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相

当する料金の総額のうち4箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 過去5年以内に、当該調達物品と同等規模以上の業務の契約を地方公共団体と締結し、適正に履行した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- (7) 9の(1)に規定する応札物品仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課 電話番号023(626)0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書等」という。）を平成25年4月26日（金）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課に提出すること。

また、規則125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書及び応札物品仕様書等を平成25年4月19日（金）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課に提出すること。

- (2) 応札物品仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書等については、2の(1)の物品及び特定役務の仕様等に適合しているか

どうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the commodity to be required: Lease and maintenance service of The Yamagata Prefectural Police Primary Criminal Investigation Support System, 1 set
- (2) Time limit for tender: 10:30 AM May 23, 2013
- (3) Contact point for the notice: Investigative Planning Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters 2-8-1 Matsunami, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan Tel. (023) 626-0110

平成25年4月12日印刷  
平成25年4月12日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056